

質問回答

NO.	質問	回答
1	<p><仕様書3(1)について></p> <p>・「事務手数料は請負者が申請者から1件につき9.9万円程度徴収し、事務手続きにかかる経費は徴収した事務手数料で賄うこと」とありますが、これは収納した事務手数料を貴省に納付する等ではなく、受託者が本業務の請負費に加えて事務手数料を収納し、事務手続きにかかる経費に充当するという理解でよろしいでしょうか。</p>	ご認識の通りです。
2	<p><仕様書3(1)について></p> <p>・証明書の発行申請の受付、申請者からの問合せ対応、申請内容の事実確認、証明書の発行・管理等の範囲の経費は、1件につき9.9万円程度の事務手数料のみで賄う必要があるということでしょうか。不足が生じるときは請負費で想定しておく必要がある、又は想定してよいということでしょうか。</p>	事務手数料は1件の審査に必要な人件費等を踏まえて設定しておりますので、請負費で計上することは想定しておらず、契約変更等の対象にも含まれません。万が一不足が生じた場合も、滞りなく発行事務は遂行いただく必要がございますので、その際は請負者の負担にて実施いただくこととなります。
3	<p><仕様書3(1)について></p> <p>・上記の事務手続きのうち、事実確認とは申請書類の書面を基礎に必要に応じ申請者への問い合わせ等で対応できる事実確認という理解でよろしいでしょうか。実地を含め実質的な事実確認も含まれるのでしょうか。</p>	書面及び電話等での確認を想定しており、現地の実地確認等は含んでおりません。